

【7-5-f】

伝統的様式を規範とした継承型住宅の形成と普及 —その2 継承型住宅の形成経緯・伝統的様式の継承度・普及手法の実態—

CONSTRUCTION AND SPREAD OF SUCCESSION TYPES BASED ON TRADITIONAL STYLE

-Part2 : Details of constructing for succession types. Successive degree of traditional style, The realities method for spread-

正会員 ○小柳 健*, 同 木野勢雄也**, 同 岡崎篤行***

Takeshi OYANAGI, Yuya KINOSE, and Astuyuki OKAZAKI

本稿では、「その1」で抽出した9自治体の景観形成担当課に対する電話ヒアリングを実施し、以下の点を明らかにした。継承型住宅の形成経緯については「自然発生型」「企画提案型」「自然発生+企画提案型」「住民協定型」の4つが確認できた。デザインについては規範となっている歴史的建造物との関係から「町家→町家」タイプ、「屋敷→屋敷」タイプ、「町家→屋敷」タイプの3つに類型できた。普及手法については景観条例に基づくデザイン誘導や表彰制度が一定の効果をあげており、また設計士・大工による自主的な普及活動も重要である。

Keywords: Traditional Style, Standard, Succession Types, Succeeded Factor, Added Factor

伝統的様式、規範、継承型住宅、継承要素、付加要素

1. 研究の目的

本稿では「その1」で抽出した9自治体の継承型住宅に着目し、1)継承型住宅がどのように形成されたか、2)継承型住宅が伝統的様式のどのような特徴や要素を継承しているか、3)継承型住宅をどのように普及させているかの3点について明らかにすることを目的とする。なお分析は「その1」で抽出した9自治体の景観形成担当課に対する電話ヒアリング(表1)に基づいている。

2. 継承型住宅の形成経緯

電話ヒアリングにより継承型住宅の形成経緯については、以下の4つが確認できた(表2)。

①**自然発生型** 「自然発生型」は伝統的様式を継承した新しいタイプの住宅が自然に建てられ始め、住民に受け入れられてきたものである。

②**企画提案型** 「企画提案型」は、町並み景観の保全などを目的としてHOPE計画等の策定をする際に、地元の設計士・大工、行政担当者、学術経験者などから成る研究部会により継承型住宅を企画・提案したものである。

③**自然発生+企画提案型** 「自然発生+企画提案型」は、

伝統的様式を継承した新しいタイプの住宅が自然に建てられ始め、住民に受け入れられつつあった地区において、ある時点でのHOPE計画等の策定に関連して、研究部会などでそのデザインを体系化したものである。

④**住民協定型** 「住民協定型」は、住民の締結した協定に基づいて、継承型住宅のデザインや様式を共通ルールとして設定したものである。

また「企画提案型」「自然発生+企画提案型」の場合、7表1 電話ヒアリングの概要

電話ヒアリングの概要	
実施期間	2004.1
対象市町村	継承型住宅によって歴史的町並みの景観形成を図っている9自治体
対象者	継承型住宅に関連する担当課
主な質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ・継承型住宅がどのように形成されたか ・継承型住宅にどのような特徴や要素が継承されているか ・継承型住宅をどのようにして普及させているか

表2 継承型住宅の形成経緯による類型

①自然発生型	②企画提案型	③自然発生+企画提案型	④住民協定型		
古川町	南郷村 川場村 八尾町 登米町	○ ○ ○ ○	金山町 新治村 小布施町	○ ○ ○	八幡町

注)○はデザインの体系化がHOPE計画において行われたことを示す

* 株式会社ヒューマンネット勤務・修士(工学)

Humannet Co.,Ltd. M. Eng.

** 新潟大学大学院自然科学研究科 博士前期課程

Graduate Student, Graduate School of Science and Technology, Niigata Univ.

*** 新潟大学工学部建設学科 助教授・博士(工学)

Assoc. Prof., Dept. of Civil Eng. and Arch., Faculty of Eng., Niigata Univ., Dr. Eng.

自治体全てにおいて継承型住宅のデザインの体系化は一連のHOPE計画関連事業の枠組みの中で行われていることが明らかとなった(表2)。

3. 継承型住宅の具体的なデザイン

3-1. 規範となっている歴史的建造物から継承型住宅への派生パターン

規範となっている歴史的建造物の建物形式と継承型住宅の建物形式に着目すると、その派生から大きく3つのパターンに類型できる(表3)。

①歴史的建造物と同一形式の継承型住宅への派生

これは古川町、八幡町、新治村、南郷村、小布施町、登米町、川場村が該当する。またひとつの歴史的建造物を規範として継承型住宅を形成した場合と複数の歴史的建造物を規範として、各々に対応する継承型住宅を形成した場合によりさらに細分化できる。

②歴史的建造物とは異なる形式の継承型住宅への派生

これは金山町が該当する。金山町では伝統的な町家を規範としながらも屋敷形式の継承型住宅を形成している。

③歴史的建造物から同一形式と異なる形式の継承型住宅への派生

これは八尾町が該当する。八尾町では伝統的な町家を規範として町家形式の継承型住宅と屋敷形式の継承型住宅をそれぞれ形成している。

以上から規範となっている歴史的建造物と継承型住宅の建物形式との関係により「町家→町家」タイプ、「屋敷→屋敷」タイプ、「町家→屋敷」タイプの3つにタイプ分けができる(表4)。この観点で継承型住宅に着目すると9自治体で13事例が把握できた(表4)。

3-2. 伝統的様式の継承度合いと新たな付加要素

(1)継承・付加されている要素を捉えるための4指標

継承型住宅に継承・付加されている要素を捉えるために、本研究では建築物の規模を決定する外郭線から細部のディテールまでのヒエラルキーを、〈規模・配置〉〈形態〉〈仕上げ〉〈細部意匠〉の4指標(図1)で捉える^{注1)}。

〈規模・敷地〉は建築物全体の規模や配置を示し、【間口】【高さ】【奥行き】【配置】【壁面線】^{注2)}によって構成される。〈形態〉は建築物全体のプロポーションを示し、【屋根形式】^{注3)}【屋根勾配】【断面形状】^{注4)}【軒高・軒出】【庇高・庇出】によって構成される。〈仕上げ〉は屋根と外壁の仕様を示し、【屋根材料】【屋根色彩】【外壁形式】^{注5)}【外壁材料】【外壁色彩】によって構成される。〈細部意匠〉は建築物のディテールを示し、【柱間装置】^{注6)}【装飾

要素】^{注7)}【化粧・構造要素】^{注8)}によって構成される。

(2)伝統的様式の継承度合いと新たな付加要素

各自治体の担当課に対して4指標それぞれの構成要素のうち、継承していると捉えている要素と新しく付加していると捉えている要素について電話ヒアリングを行った。継承要素と付加要素に着目すると継承の度合いとして表5のような5通りに整理できた。

1)事例ごとにみる伝統的様式の継承度合い

古川町と八尾町(町家形式)の2事例は〈規模・位置〉〈形態〉〈仕上げ〉〈細部意匠〉の4指標全てにおいて伝統的様式が継承され、また〈仕上げ〉〈細部意匠〉の2指標について新しい要素が付加されている(表5)。以上からこの2事例は継承型住宅として、13事例の中で伝統的様式の継承度合いが最も強い事例といえる。古川町と八尾町(町家形式)の2事例(表3及び表4の事例写真を参照)

表3 歴史的建造物から継承型住宅への派生パターン

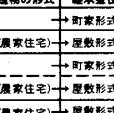
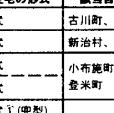
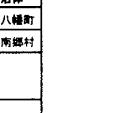
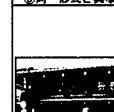
①同一形式の継承型住宅への派生	歴史的建造物の形式	継承型住宅の形式	該当自治体
	町家形式 → 町家形式	古川町、八幡町	
	屋敷形式(農家住宅)→屋敷形式	新治村、南郷村	
	町家形式 → 町家形式	小布施町	
	屋敷形式(農家住宅)→屋敷形式	登米町	
	屋敷形式(農家住宅)→屋敷形式(1)(曳型)	川場村	
	屋敷形式(農家住宅)→屋敷形式(2)(蚕型)		
②異なる形式の継承型住宅への派生	歴史的建造物の形式	継承型住宅の形式	該当自治体
	町家形式 → 屋敷形式	金山町	
			
③同一形式と異なる形式の継承型住宅への派生	歴史的建造物の形式	継承型住宅の形式	該当自治体
	町家形式 → 町家形式		
	町家形式 → 屋敷形式	八尾町	
			

表4 歴史的建造物から継承型住宅への派生パターン

「町家→町家」タイプ	「屋敷→屋敷」タイプ	「町家→屋敷」タイプ
 ↓ 	 ↓ 	 ↓ 
・古川町・八幡町 ・小布施町(町家形式) ・登米町(町家形式) ・八尾町(町家形式)	・新治村・南郷村 ・小布施町(屋敷形式) ・登米町(屋敷形式) ・川場村(曳型) ・川場村(蚕型)	・金山町 ・八尾町(屋敷形式)

はデザインとしての質も評価でき、継承型住宅の理想型と呼べ得るものといえよう。

また金山町と八尾町(屋敷形式)の2事例は〈規模・位置〉が更新されており、規範となっている伝統的な町家とは建物形式が異なっている。しかし〈形態〉〈仕上げ〉〈細部意匠〉の3指標において伝統的様式が継承されている。つまり「町家→屋敷」タイプの継承型住宅は、歴史的市街地の伝統的な町家にデザインのイメージを求めた屋敷型の住宅であるといえる。この2事例は伝統的様式を規範として新しいタイプの住宅を形成しているという点で一定の評価ができるものといえよう。

2)「町家→町家」タイプ及び「屋敷→屋敷」タイプ(同一タイプ)の継承・付加要素

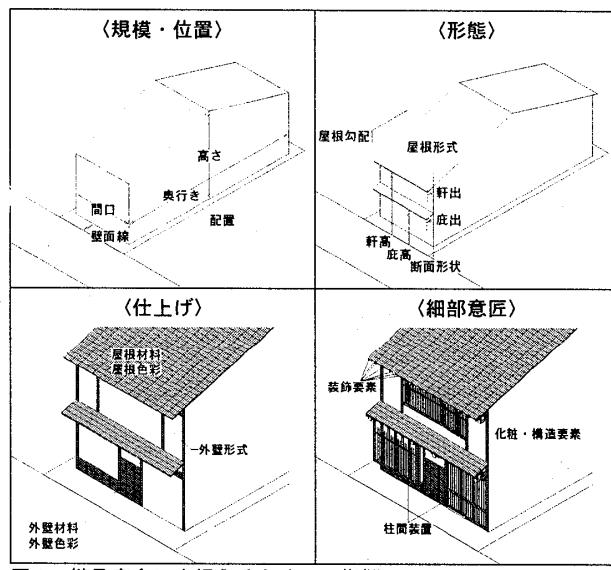


図1 継承度合いを捉えるための4指標

表5 4指標によって捉えた継承度合いと新たな付加要素

継承型住宅のタイプ	規模・位置	形態	仕上げ	細部意匠	該当事例
「町家→町家」タイプ	1				古川町、八尾町(町家形式)
及び	2				豊米町(町家形式・屋敷形式)、八幡町、新治村
「屋敷→屋敷」タイプ	3				川場村(曳型・養屋型)、南郷村
	4				小布施町(町家形式・屋敷形式)
「町家→屋敷」タイプ	5				金山町、八尾町(屋敷型)

■: 繙承された要素があることを示す ■: 付加された要素があることを示す

表6 継承型住宅のタイプ別にみた継承・付加要素

タイプ	規模・配置				形態			
	要素	高さ	壁面線	配置形態	間口	奥行き	屋根形式	屋根勾配
継承	5	5	4	3	2	-	5	5
付加	-	-	-	-	-	-	-	-
町家→町家 (5事例)	4指標	仕上げ					細部意匠	
	要素	外壁形式	外壁色彩	屋根材料	外壁材料	柱間装置	化粧・構造要素	装饰要素
	継承	5	5	4	3	2	3	2
	付加	-	-	2	-	1	1	1
タイプ	規模・配置				形態			
要素	高さ	配置形態	壁面線	間口	奥行き	屋根形式	屋根勾配	軒高
継承	5	5	4	4	4	6	6	5
付加	-	-	-	-	-	-	-	-
屋敷→屋敷 (6事例)	4指標	仕上げ					細部意匠	
	要素	外壁形式	外壁色彩	屋根材料	外壁材料	柱間装置	化粧・構造要素	装饰要素
	継承	6	5	4	4	2	1	1
	付加	1	1	2	3	-	-	3
タイプ	規模・配置				形態			
要素	高さ	配置形態	壁面線	間口	奥行き	屋根形式	屋根勾配	軒高
継承	1	1	2	-	-	2	2	1
付加	-	-	-	-	-	-	-	-
町家→屋敷 (1地区)	4指標	仕上げ					細部意匠	
	要素	外壁形式	外壁色彩	屋根材料	屋根色彩	化粧・構造要素	装饰要素	柱間装置
	継承	2	2	1	1	1	2	1
	付加	1	1	1	1	-	-	1

※) 表中の数字は各要素を継承または付加している継承型住宅の事例数を示す

「町家→町家」タイプ及び「屋敷→屋敷」タイプ(同一タイプ)では〈規模・位置〉〈形態〉〈仕上げ〉は11事例全てにおいて伝統的様式が継承されており(表5)、この3指標は伝統的様式に倣うものとして捉えられているといえる。また〈仕上げ〉〈細部意匠〉については、5事例において何らかの新しい要素が付加されている。この2指標については継承を基本としつつ、新しい要素の付加を許容するものとして捉えられているといえる。

継承・付加要素の中身に着目すると、「町家→町家」タイプでは〈規模・位置〉を構成する要素のうち、【高さ】【壁面線】は5事例全てで継承され、【配置】も4事例で継承されている。〈形態〉を構成する要素は【屋根形式】【屋根勾配】が5事例全てで継承され、【軒高】も4事例で継承されている。町家地区の町並みの特徴は、町家の表構えが連担する景観である。「町家→町家」タイプで継承されている要素は町家の表構えの連担を保つための要素であるといえる。

「屋敷→屋敷」タイプでは〈規模・位置〉を構成する要素のうち【高さ】【配置】が5事例で継承され、【壁面線】【間口】【奥行き】が4事例で継承されている。「屋敷→屋敷」タイプでは建築物のみでなく配置や位置を含めた敷地全体の関係によって伝統的な特徴が捉えられ、〈規模・配置〉に関わる要素が継承される傾向にある。また〈形態〉を構成する要素では【屋根形式】【軒出】が6事例全てで継承され、【屋根勾配】が5事例で継承されている。

3)「町家→屋敷」タイプにみる継承・付加要素

「町家→屋敷」タイプでは〈規模・位置〉については継承要素ではなく、2事例とも更新されている。〈形態〉は同一タイプではみられなかった新しい要素の付加が許容されていることが特徴といえる。〈仕上げ〉は伝統的様式の継承を基本としつつ、新しい要素の付加が許容されている。〈細部意匠〉は伝統的様式が継承されている。

継承・付加要素の中身に着目すると、〈規模・位置〉を構成する要素のうち当然ながら【配置】が更新されている。〈形態〉を構成する要素では【屋根勾配】【軒出】が継承されている。この2事例は規範としている歴史的建造物とは明らかに異なる建物形式となっているが、〈細部意匠〉を構成する要素において伝統的様式が継承されている点が特徴である。〈細部意匠〉は地域ら

しさを示すひとつの指標であり、この要素を継承することにより歴史的建造物とは明らかに異なる形式でありながらも地域らしい住宅となっている要因と考えられる。

3-3. 継承型住宅の普及手法(図2)

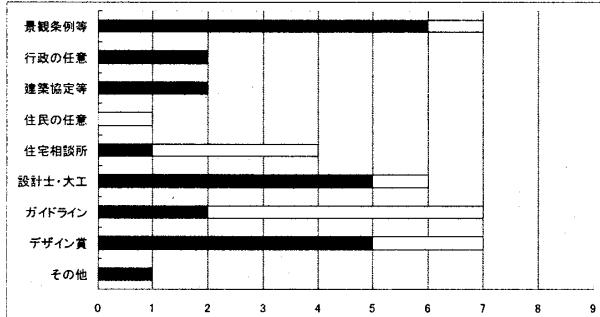
(1) 実質的な効果があると捉えられている取り組み

継承型住宅の普及手法として実質的な効果をあげていると捉えられているのは、景観条例等によるデザイン誘導(実施7自治体中6自治体)、デザイン賞の実施(実施7自治体中5自治体)、設計士・大工による自主的な普及活動(実施6自治体中5自治体)である。

景観条例等によるデザイン誘導では、景観形成の目標建築物として継承型住宅が推奨されており、継承型住宅のデザインで建築物を新築した場合には一定額の助成金の交付もあることから、普及手法として一定の効果を期待できる取り組みであるといえる。

デザイン賞の実施に関しては、住民よりも設計士・大工に対する啓発効果が大きいとの意見がヒアリングで聞かれた。設計士や大工がデザイン賞で表彰されるような住宅を建てたいという意思があり、そのため自主的に施主に継承型住宅を勧めるという事例もあるとのことである。

設計士・大工による自主的な普及活動については、景観条例等の制度の枠組みの外で行われている行為であり、地域の伝統的様式をよく理解した地元の設計士や大工の存在が継承型住宅の普及には大きく関わっていることを示している。また自主的な普及活動は景観条例やデザイン賞といった他の取り組みとの関連が大きいとの声も聞かれた。景観条例によって継承型住宅が推奨されていることにより、景観形成地区内で新築を行おうとする施主に対して奨励しやすくなることや、デザイン賞に



※) ■+□は継承型住宅の普及のために該当する取り組みを行っている地区を示す
■は継承型住宅の普及に関して実質的な効果をあげているとの回答を得た地区である
・「景観条例等」は景観条例や要綱などに基づくデザイン誘導施策を行っていることを示す
・「行政の任意」は行政担当者の任意の取り組みを示す
・「建築協定等」は建築協定や街づくり協定様の締結によるデザイン基準のルール化を示す
・「住民の任意」は住民による任意の取り組みを示す
・「住宅相談所」は継承型住宅のデザインや技術的な点について相談できる機関の設置を示す
・「設計士・大工」は建築関係者による継承型住宅の自主的な奨励を示す
・「ガイドライン」はデザインマニュアルや設計指針書などのガイドブックの作成、配布を示す
・「デザイン賞」は推奨すべき継承型住宅の表彰を目的としたデザイン賞の実施を示す

図2 継承型住宅の普及のための取り組み

よって啓発された設計士・大工が施主に奨励しているということである。

(2) 効果がないと捉えられている取り組み

継承型住宅の普及手法として効果がないと捉えられているのは、住宅相談所の設置、ガイドライン等の作成・配布である。住宅相談所の設置は実施4自治体中1自治体のみ効果をあげていると回答を得たが3自治体では効果がないと捉えられている。ガイドライン等の作成・配布は実施7自治体中2自治体のみ効果をあげていると回答を得たが5自治体では効果がないと捉えられている。

住宅相談所は4自治体全てで行政によって設置されている。住宅相談所では設計士・大工などから、継承型住宅のデザインや技術的なことに関するアドバイスを受けることができるが、住宅相談所を利用する住民は少なく実質的には形骸化しているとの声も聞かれた。住宅相談所に関しては行政の設置意図と住民の利用意識には大きな差が生じているようである。

4. まとめ

- 1) 継承型住宅の形成経緯として、4つの類型が確認できた。またデザインを企画・提案する場合にはHOPE計画の枠組みの中で行われているとわかった。
- 2) 規範となっている歴史的建造物と継承型住宅の建物形式の関係から3タイプに類型できた。また同一タイプの場合は〈位置・規模〉〈形態〉は伝統的様式に倣うもの、〈仕上げ〉〈細部意匠〉は伝統的様式を基本としつつも付加が許容されるものとして捉えられている。
- 3) 継承型住宅の普及手法については、景観条例等によるデザイン誘導や継承型住宅に対する表彰制度が一定の効果をあげていると捉えられている。またそれらの取り組みに関連した設計士・大工による自主的な普及活動も重要であるといえる。

【補注】

- 注1) 4指標で捉える手法は参考文献1)を参考とした。
- 注2) 「壁面線」とは道路境界線から1階壁面までの後退距離を示す。
- 注3) 「屋根形式」とは「切妻・平入り」といった屋根形状と屋根の向きによって構成される形式を示す。
- 注4) 「断面形状」とは1階壁面と2階壁面の通り芯の位置関係を示す。
- 注5) 「外壁形式」とは真壁・大壁・板張りといった外壁の形式を示す。
- 注6) 「柱間装置」とは窓・建具・格子・軒下の幕板など、柱と柱の間に作成される要素を示す。
- 注7) 「装飾要素」とは部材や壁面に施される彫り物や木口の断面を白く塗るといった装飾的な要素を示す。
- 注8) 「化粧・構造要素」とは小屋組みの架構、玄関上部のまぐさ材、出桁造り、二重垂木、卯立などの化粧的な要素と構造的な要素を兼ねている要素を示す。

【参考文献】

- 1) 牛谷直子・増井正哉・上野邦一：「歴史的町並みにおける景観形成の規範の抽出に関する事例的研究」、日本都市計画学会学術研究論文集No.37, pp. 775-780, 2001